

デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業助成金交付要綱

(制定)令和6年5月 30 日付6都環公地温第 1320 号

(目的)

第1条 本交付要綱は、デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業実施要綱(令和6年3月 12 日付5環気地第 243 号。以下「実施要綱」という。)第5条第3項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が東京都(以下「都」という。)の補助を受け事務を執行する「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」(以下「本事業」という。)における助成金(以下「本助成金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本交付要綱において使用する用語の定義は、特段の定めがある場合を除き実施要綱で使用する用語の例による。

2 本交付要綱において助成対象機器の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなすものとする。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、実施要綱第4条第1項に規定する者であって、次条に規定する助成対象事業を実施し、及び次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 実施要綱第4条第2項に規定する助成対象機器を設置する東京都内(以下「都内」という。)の住宅(以下「助成対象住宅」という。)に他の者が所有する部分がある場合にあっては、第4条に規定する助成対象機器を設置することについて、あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。
 - 二 助成対象機器について、都及び公社の他の同種の助成金等の交付を重複して受けていない者であること。
 - 三 公社に対し、第 11 条に規定する交付申請時に、都及び公社が本事業における今後の施策検討に活用するために求める助成対象設備設置住宅及び世帯に関する情報を提供することが可能であり、当該情報提供結果の統計について都又は公社が公表することに同意する者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当するものは、助成対象者としない。
- 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - 四 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められる者

(助成対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の一及び二の要件を満たすものとする。

一 助成対象機器の設置

助成対象事業は、都内の住宅に助成対象機器を令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に新規に設置する事業であること。

また、リース事業者が助成対象事業を実施する場合にあっては、当該リース契約におけるリース料金について本助成金に相当する額の減額がなされていること。

二 デマンドレスポンス(以下「DR」という。)実証

実施要綱第4条第3項のDR実証に参加する場合にあっては、次のアからオの要件を全て満たすこと。

ア 「東京都家庭用アグリゲーター登録要綱(令和6年4月25日付6都環公地温第634号)」において登録及び公表されている東京都家庭用アグリゲーター(以下「都登録AG(家庭)」という。)からDRの意義、本事業の内容、DR実証の内容と注意事項(制御による電気代への影響の可能性等を含む)の説明を受けること。DR実証に参加する場合は、都登録AG(家庭)に交付申請等の手続の代行を委任し、公社所定の様式「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業におけるデマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任について」(以下「委任状」という。)を公社に提出すること。

イ 都登録AG(家庭)と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して2か年度の間、都登録AG(家庭)が遠隔から助成対象機器の状態監視を行い、遠隔制御(又は自動制御)により、原則として需給ひつ迫警報及び注意報時のDR及び年間5日以上のDRを行う旨の契約(以下、「DR実証の契約」という。)を締結すること。

ウ 設置する助成対象機器は、都登録AG(家庭)のDR対象機器、エネルギー管理機器及びIoT関連機器であること。

エ DR実証の契約に基づき、都登録AG(家庭)が助成対象機器を対象にDRを実施することに協力すること。また、DR実証の実施後に、都登録AG(家庭)が実施するアンケートに協力すること。

オ 助成対象機器を設置した住宅における電力データ、助成対象機器の稼働状況データ等を、都登録AG(家庭)に提供すること。また、都登録AG(家庭)が当該データ及びアンケート結果(個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除く。)を踏まえDRの効果分析等を行い都及び公社に報告することに同意すること。また、報告された分析結果について都及び公社が公表することについて同意すること。

(助成対象機器)

第5条 本助成金の交付対象となる助成対象機器は、実施要綱第4条第2項に規定するものであって、都又は公社の他の同種の助成金等の交付を受けておらず、かつ、次の各号に掲げる助成対象機器の種別に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 家庭用燃料電池

ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会により家庭用燃料電池システム(エネファーム)として機器登録されているものであること。

- イ 当該助成対象機器により供給される電力を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーターその他これに類する設備を含む。)で使用するものであること。
- ウ 停電時においても継続して発電することができる機能を有するものであること。

二 エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器

エネルギー・マネジメント機器及びIoT関連機器は、都内の住宅に新規に設置された家庭用燃料電池に併設する通信装置、制御装置、専用モニター装置、計測装置、センサー等の都登録AG(家庭)がDR実証をするために必要な設備であること。

(本助成金の事前申込)

第6条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める事前申込の受付を開始する日から令和12年3月31日(実施要綱第4_3(1)イ及び(2)による助成金の交付を受けようとする場合は令和7年12月22日)までの間に助成対象機器の売買契約又はリース等の契約(以下「契約等」という。)を締結する前に事前申込書(誓約事項を含む)及び見積書を公社に提出し、事前申込(事業の効果的な実施を図るため、交付決定の通知を受ける前に当該事業を実施する際、助成対象者があらかじめ公社が定める方法により届け出ることをいう。)を行うものとする。ただし、以下の表に掲げる期間に契約締結等をし、かつ、期間に応じて定める日までに事前申込をした場合については、契約締結等後の事前申込を認めるものとする。

契約締結等をした日	事前申込の受付期限
令和6年4月1日から事前申込の受付開始日までの間	令和7年3月31日

- 2 公社は、前項の事前申込を受け付けたときは、その旨の事前申込を行った者(以下「事前申込者」という。)に通知するものとする。
- 3 第1項の事前申込において、当該事前申込の事前申込受付日から1年以内(以下「事前申込有効期限」という。)に第12条による交付申請が行われなかった事前申込については、当該事前申込を無効とするものとする。ただし天災地変その他事前申込者の責に帰すことのできない理由として公社が認められるものがある場合は、この限りでない。
- 4 第1項の規定による事前申込において、機器貸与者が交付申請者となる予定の場合にあっては、当該機器貸与者は、機器貸与者から当該助成対象機器を貸与されて使用する個人又は法人(以下「機器使用者等」という。)と共同で事前申込を行わなければならない。
- 5 機器貸与者は、第7条、第8条第1項、第9条第1項の規定に基づき、各申請書等を公社に提出する場合についても、前項と同様に機器使用者等と共同で手続を行わなければならない。
- 6 第1項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する助成対象者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(事前申込の廃止の報告)

第7条 事前申込者は、事前申込を廃止しようとするときは速やかに事前申込廃止届を公社に提出することができる。

(一般承継による事前申込者の地位の承継)

第8条 相続、法人の合併又は分割(以下「一般承継」という。)により事前申込者の地位の承継があった場合に、事前申込者としての地位を継続して保持しようとする者(以下「一般承継事業者(事前申込者)」といふ。)は、「一般承継による事前申込者の地位承継届出書(第1号様式)」を公社に提出しなければならない。

2 公社が第1項の届出書を受理した場合、本交付要綱上「事前申込者」とあるのは「一般承継事業者(事前申込者)」と読み替えて、各規定を適用する。

(契約等による事前申込者の地位の承継)

第9条 事前申込者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により事前申込者の地位の承継を行おうとする場合、「契約等による事前申込者の地位承継承認申請書(第2号様式)」を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けたとき、地位の承継を承認する場合にあっては、「契約等による事前申込者の地位承継承認通知書(第3号様式)」により、不承認とする場合にあっては「事前申込者の地位承継不承認通知書(第4号様式)」により、申込者に通知するものとする。

3 前項において、公社が契約等による事前申込者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等により事前申込者の地位を承継した者(以下「承継者」という。)に移転するものとし、本交付要綱上「事前申込者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(助成金の交付額)

第10条 本助成金の交付額は、実施要綱第4条第3項に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第11条 事前申込を行い、本助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「交付申請者」という。)は、「助成金交付申請兼実績報告書(第5号様式)」、別表1及び2に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請において、機器貸与者が交付申請者となる場合にあっては、当該機器貸与者は、機器貸与者から当該助成対象機器を貸与されて使用する個人又は法人(以下「機器使用者等」という。)と共同で申請をしなければならない。

3 機器貸与者は、第17条第1項及び第2項、第20条、第21条第1項及び第2項、第22条第1項、第25条第1項及び第2項の規定に基づき、各申請書等を公社に提出する場合についても、前項と同様に機器使用者等と共同で手続を行わなければならない。

(交付申請の受理期間)

第12条 前条の規定による本助成金の交付申請の受付期間は、公社が別に定める日から次の各号に掲げるいずれか早い日までとする。

- 一 事前申込有効期限
- 二 令和13年3月31日。実施要綱第4_3(1)イ及び(2)による助成金の交付申請は、令和8年12月22日。
- 2 前項の規定による提出について、天災地変その他交付申請者の責に帰すことのできない理由として公

社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日までに行うものとする。

- 3 公社が受付した申請書類に不備がある場合、交付申請者又は手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して6ヶ月以内に当該不備の修正を行わないときは、その申請を撤回されたものとみなす。
- 4 過去に都及び公社の助成金の交付を受けている第5条に定める助成対象機器について、重複して交付申請を受理することはできない。

(手続代行者)

第13条 交付申請者は、交付申請に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができる。

- 2 実施要綱第4 3(1)イ又は(2)の助成金の交付を受けようとする助成対象者は、都登録AG(家庭)に対して、本助成金の交付申請等の一切の手続きの代行を依頼しなければならない。なお、当該代行の依頼は、委任状に両者の署名(自著)又は記名、押印により合意を締結するものとし、当該委任状を公社に提出すること。なお、都登録AG(家庭)は、販売事業者等に交付申請に係る手續代行業務を委託することができる。その場合、委任状に事業者名、住所及び担当者氏名を記載、押印のうえ提出すること。
- 3 第1項及び第2項の規定による依頼を受け本助成金の交付の申請に係る手續の代行を行う者(以下「手續代行者」という。)は、第3条第2項各号に該当しないものでなければならない。
- 4 交付申請者は、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第17条第1項及び第2項、第20条、第21条第1項及び第2項、第22条第1項、第25条第1項及び第2項の規定により申請書等を公社に提出する場合についても第1項及び第2項と同様に、手續代行者に手續の代行を依頼することができる。

(手續代行者の責務)

第14条 手續代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、交付申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めなければならない。

- 2 手續代行者は、第35条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手續を行う際には、申請や手續に関する同意事項及び注意事項について、交付申請者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施するものとする。
- 3 公社は、必要に応じて、手續代行者が行う手續について調査を実施し、手續代行者が本交付要綱の規定に従って手續を遂行していないと認められたときは、当該手續代行者に対し、代行の停止を求めるものとする。

(助成金の交付決定及び交付額の確定)

第15条 公社は、第11条の規定による本助成金の交付の申請(以下「本交付申請」という。)を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付することとする場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。

- 2 公社は、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては「助成金交付決定通知書(兼助成金確定通知書)(第6号様式)」により、不交付とする場合にあっては「助成金不交付決定通知書(第7号様式)」により、本交付申請をした交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第 16 条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により交付決定の通知をする交付申請者(以下「助成事業者」という。)に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。
- 一 助成対象機器について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。
また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
 - 二 助成対象機器の設置に当たっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年 東京都条例第 215 号)」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守すること。
 - 三 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
 - 四 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、助成事業者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。
 - 五 本交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。)により取得し、整備し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - 六 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給しないこと。
 - 七 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。
 - 八 助成事業者は、本事業の成果を検証するために必要な情報について、都又は公社から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。
 - 九 助成事業者は、本事業の実施後、その成果を都又は公社の事業において活用することについて、都又は公社から協力の依頼があった場合には、当該協力依頼に応じること。
 - 2 独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人にあっては、前項に掲げるもののほか、本事業及びその他住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発について、都又は公社から要請があった場合には、実施しなければならない。
 - 3 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前2項に掲げるもののほか、助成事業者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

(申請の撤回)

- 第17条 助成事業者は、第15条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。
- 2 助成事業者は、前項の申請の撤回をするときは、公社に対し、「助成金交付申請撤回届出書(第8号様式)」を提出するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

- 第18条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業

の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成金の支払)

第19条 公社は、第15条第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに当該確定に係る助成事業者に対し本助成金を支払うものとする。

(助成事業者情報の変更に伴う届出)

第20条 助成事業者は、個人にあっては氏名、住所、法人及び管理組合にあっては名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに「助成事業者情報の変更届出書(第9号様式)」を提出しなければならない。

(一般承継による助成事業者の地位の承継)

第21条 相続、法人の合併又は分割(以下「一般承継」という。)により助成事業者の地位の承継があつた場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとする者(以下「一般承継事業者」という。)は、速やかに「一般承継による助成事業者の地位承継届出書(第10号様式)」を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象機器の設置日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)後に一般承継による助成事業者の地位の承継があつた場合を除く。

- 2 一般承継による助成事業者の地位の承継があつた場合に、助成事業者としての地位を継続して保持しようとしない者(以下「辞退者」という。)は、速やかに「一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書(第11号様式)」を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、第19条に基づき本助成金が支払われる前に前項の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に「一般承継による助成事業者の地位承継辞退承認通知書(第12号様式)」を通知するものとする。
- 4 公社は、第19条に基づき本助成金が支払われた後に第2項の申請を受けたときは、辞退者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準(平成26年4月1日付26都環総地第6号)第3条第2項に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求するものとする。
- 5 辞退者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 6 公社は、前項の規定により辞退者から算出金の納付を受けたときは、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に「一般承継による助成事業者の地位承継辞退承認通知書(第12号様式)」を通知するものとする。
- 7 公社が第1項の届出書を受理した場合、本交付要綱上「助成事業者」とあるのは「一般承継事業者」と読み替えて、各規定を適用する。

(契約等による助成事業者の地位の承継)

第22条 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合、「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第13号様式)」を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象機器の設置日から法定耐用年数

の期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除く。

- 2 公社は、前項の申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合にあっては、「契約等による助成事業者の地位承継承認通知書(第14号様式)」により、不承認とする場合にあっては「契約等による助成事業者の地位承継不承認通知書(第15号様式)」により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項において、公社が契約等による助成事業者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等により助成事業者の地位を承継した者(以下「承継者」という。)に移転するものとし、本交付要綱上「助成事業者」とあるのは「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等)

- 第23条 助成事業者が住宅供給事業者である場合において、当該住宅供給事業者が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等(以下「助成新築分譲住宅等」という。)を販売し、助成対象機器の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者(以下「譲受者」という。)に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日からすみやかに、「契約等による助成事業者の地位承認申請書(第13号様式)」を公社に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、助成事業者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転するものとし、当該移転後は当該条件、義務等に係る本交付要綱の規定中「助成事業者」とあるのは「譲受者」と読み替えて、当該各規定を適用する。
 - 3 助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載するものとし、譲受者がこの内容に反することないよう、公社の求めに応じ、協力しなければならない

(財産の管理)

- 第24条 助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければならない。

(処分の制限)

- 第25条 助成事業者は、助成対象機器の設置の日から法定耐用年数の期間が経過するまでにおいて、助成事業により取得した助成対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、助成事業者の地位を移転しないものをいう。以下同じ。)をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、助成対象機器の設置日から法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- 2 助成事業者は、前項の承認を受けようとするときは、「取得財産等処分承認申請書(第16号様式)」を、公社に提出するものとする。
 - 3 公社は、第19条に基づき本助成金が支払われる前において、前項の申請を受けた場合は、処分を承認し、速やかに「助成事業者に取得財産等処分承認通知書(第17号様式)」にて通知するものとする
 - 4 公社は、第19条に基づき本助成金が支払われた後において、第2項の申請を受けたときは、助成事業者に対し、算出金を請求するものとする。
 - 5 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときはこれを公社に納付しなければならない。

6 公社は、前項の規定により助成事業者から算出金が納付されたときは、処分を承認し、速やかに助成事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 26 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - 二 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - 三 本交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該助成事業者に「助成金交付決定取消通知書(第18号様式)」にて通知するものとする。

(不正手続き等に対する措置)

第26条の2 公社は、交付申請者、助成事業者又は手続代行者（以下本条において「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本交付要綱に規定する手続きを行い、又は本交付要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

- 一 第15条の規定による本助成金の不交付の決定、前条第1項の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還及び第28条の規定による違約加算金の納付
- 二 公社が都の助成金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(本助成金の返還)

第 27 条 公社は、助成事業者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を定めて、当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の交付額が、実施要項第4条第3項に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前2項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 4 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、「助成金返還報告書(第19号様式)」を提出しなければならない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金の請求及び第 29 条第1項の規定による延滞金の請求をした場合に準用する。

(違約加算金)

- 第 28 条 公社は、第 26 条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

- 第 29 条 公社は、助成事業者に対し、第 27 条第1項又は第2項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第 30 条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(助成事業の経理)

- 第31条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の書類について、第11条第1項に規定する助成金交付申請兼実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度の終了の日から法定耐用年数の期間を超過するまでの期間保存しておかなければならぬ。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

- 第32条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の助成対象機器が設置されている住宅等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、助成対象機器が設置されている住宅等への立ち入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならず、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(指導、助言等)

第 33 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 34 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者(交付申請者を含む。以下この条において同じ。)の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用し、及び都に提供するほか、国、地方公共団体等(以下「国等」という。)が行う補助金等その他の補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 35 条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第6条第1項の規定に基づく本助成金の事前申込
 - 二 第7条の規定に基づく本助成金の事前申込の廃止の報告
 - 三 第8条第1項の規定に基づく一般承継による事前申込者の地位承継の届出
 - 四 第9条第1項の規定に基づく契約等による事前申込者の地位承継の届出
 - 五 第 11 条の規定に基づく本助成金の交付の申請等
 - 六 第 13 条第1項の規定に基づく手続代行者による交付の申請
 - 七 第 17 条第1項の規定に基づく助成金交付申請の撤回の届出
 - 八 第 20 条の規定に基づく助成事業者情報の変更の届出
 - 九 第 21 条第1項の規定に基づく一般承継による助成事業者の地位承継の届出
 - 十 第 21 条第2項の規定に基づく一般承継による助成事業者の地位承継辞退の届出
 - 十一 第 22 条第1項の規定に基づく契約等による助成事業者の地位承継の承認申請
 - 十二 第 25 条第2項の規定に基づく取得財産等の処分の承認の申請
 - 十三 第 27 条第4項の規定に基づく助成金の返還の報告
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 36 条 次の各号に掲げる本事業に係る処分通知等(以下「処分通知等」という。)については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程(令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総総第 569 号)第3条第2項の規定に基づき、処分通知等における電子署名は省略することができる。

- 一 第6条第2項の規定に基づく事前申込を受け付けた旨の通知
 - 二 第9条第2項の規定に基づく契約等による事前申込者の地位承継の承認又は不承認に関する通知
 - 三 第15条第2項の規定に基づく本助成金の交付決定又は不交付決定に関する通知
 - 四 第18条の規定に基づく事情変更による交付決定の取消し等に関する通知
 - 五 第21条第3項又は第6項の規定に基づく助成事業者の地位承継辞退の承認に関する通知及び同条第4項の規定に基づく算出金の請求に関する通知
 - 六 第22条第2項の規定に基づく契約等による助成事業者の地位承継の承認又は不承認に関する通知
 - 七 第25条第3項又は第6項の規定に基づく取得財産等の処分の承認に関する通知及び同条第4項の規定に基づく算出金の請求に関する通知
 - 八 第26条第2項の規定に基づく交付決定の取消しに関する通知
 - 九 第27条第1項又は第2項の規定に基づく本助成金の返還請求に関する通知
 - 十 第28条第1項の規定に基づく違約加算金の請求に関する通知
 - 十一 第29条第1項の規定に基づく延滞金の請求に関する通知
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 3 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の規定により署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他)

第37条 本交付要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則(令和6年5月30日付6都環公湿地第1320号)

本交付要綱は、令和6年5月30日から施行する。

【別表1】(家庭用燃料電池設置に関する書類)

必要書類	申請者種別		備考	
	個人・法人			
	個人	法人・リース 事業者等		
1 助成申請者(個人)本人確認書類(写し)	○	○※	運転免許証、健康保険証(後期高齢者医療被保険者証)、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国	

				人登録証明書又は在留カード又は特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、マイナンバーカードのうちいずれか一つ ※リース事業者の場合は、使用者本人確認の書類を提出すること。
2	助成申請者（法人）実在証明書類（写し）		○※	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか一つ ※リース事業者の場合は、使用者の実在証明書類を提出すること。
3	領収書・領収書の内訳（写し）	○	○	
4	設置機器の保証書（写し）※	○	○	※保証書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者等が作成した『設置した機器が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。
5	助成対象機器を設置した助成対象住宅の全景写真	○	○	
6	【設置場所が集合住宅の場合】集合住宅であることが確認できる書類（写し）	○	○	建物の登記簿謄本
7	助成対象機器の設置写真	○	○	設置完了後の写真であること。
8	対象機器の製品型番及び製造番号（銘板）を示す写真	○	○	燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの写真。
9	機器のリース契約証明書（写し）		○※	※申請者がリース事業者等の場合のみ
10	助成申請者（法人）実在証明書類（写し）		○※	商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明

				書のうちいずれか一つ ※申請者がリース事業者等の場合のみ
11	助成申請者の口座情報が確認できる書類(写し)	○	○	
12	助成対象機器に係る国及び地方公共団体による補助金の交付の通知書等	○※	○※	※国及び地方公共団体の補助金に申請した場合または申請予定の場合のみ
13	重要事項説明書		○※	※申請者が住宅供給事業者の場合のみ
14	その他公社が必要と認める書類	○	○	公社の指示に従い提出すること。

【別表2】DR実証に参加する場合

必要書類	申請者種別		備考	
	個人・法人			
	個人	法人・リース事業者等		
1 委任状(押印必要)写し	○	○	DR実証に必要な同意事項が記載されたもの。	
2 DR実証契約書(写し)	○	○		
3 その他公社が必要と認める書類	○	○	公社の指示に従い提出すること。	

以下は、【エネルギー管理機器やIoT関連機器を設置する場合】に添付すること。

4 機器の設置写真	○	○	設置完了後の写真であること。
5 設置機器の納品書(写し)	○	○	
6 領収書・領収書の内訳(写し)	○	○	
7 設置機器の保証書(写し)	○	○	保証書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者等が作成した『設置した機器が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。